

短時間労働者への社会保険適用拡大による影響について

標題の件、短時間労働者への社会保険適用拡大について審議される中、現状では社会保険の適用を雇用保険の適用基準まで拡大する案が検討されています。

仮に本案が可決された場合、介護業界が受ける影響範囲について下記の事項が想定されます。

記

1. 法定福利費の増加

- (1) 介護労働安定センターの平成22年度介護労働実態調査によれば、介護労働者のうち非正規職員の6割が短時間労働者に該当します。被保険者数の増加に伴い、事業主が負担する法定福利費が増加することが予測されます。
- (2) 社会保険の適用基準を雇用保険の適用基準にあわせることにより、現在雇用保険のみの適用者が、そのまま社会保険への加入へ移行した場合、社会保険料の増額範囲は、以下のとおり推測されます。

【一人当たりの法定福利費】

- ① 非正規職員で勤務時間が正規職員より短い者の平均月収 98,400円
- ② 保険料率と短時間労働者一人当たりの法定福利費の試算

	事業主		被保険者	
	保険料率	負担額(円)	保険料率	負担額(円)
健康保険料	47.4/1000	4,664	47.4/1000	4,664
介護保険料	7.55/1000	743	7.55/1000	743
厚生年金料	82.06/1000	8,075	82.06/1000	8,075
児童手当拠出金	1.3/1000	128		
合計※		13,239		13,111

※保険料率は、平成23年9月1日現在。

※介護保険料は該当者が半数と仮定し、合計には半額を加算した。

2. 保険料率の引上げ

- (1) 被保険者数の増加に伴い保険料額が増大するのはもちろんであるが、医療保険の側面から考えると、被保険者数に比例して医療給付も当然のことながら増大することは予想されます。
- (2) 厚生年金料率については、現行法では平成29年9月まで毎年1000分の3.54ずつ引上げ、平成29年9月以降1000分の183に固定することになっているが、全国健康保険協会の健康保険料率については支部ごとに被保険者の加入状況および医療給付の支給割合により決定しているため、今後被保険者数・医療給付の増加に伴い、今まで以上の保険料率引上げが予想されるが、上昇率については不透明です。

3. 人材確保への影響

- (1) 短時間労働者の場合、被用者本人の家庭環境により就業調整を実行している労働者がいます。
特に配偶者の健康保険被扶養者となっている場合、社会保険適用基準拡大に伴い現行契約から社会保険の適用範囲外の勤務に移行する希望者が増加することが予測されます。勤務時間短縮者の業務補填のため、常勤従業員の勤務時間増大の可能性が考えられます。
- (2) 一方、社会保険加入により実質的に給与手取り額が減少するため、短時間勤務から常勤勤務への異動を希望する従業員が増加する可能性も考えられます。
- (3) 結論として、社会保険の被扶養者となっている者は、各人の家庭事情によるところも多いが、社会保険適用基準の拡大にあわせ、被扶養者自身の収入調整により、事業所の対応が大きく変わるようになると思われます。

4. 事務処理の煩雑化

- (1) 保険適用者の増加により、保険加入・喪失に関わる手続きが単純に増加します。
- (2) 特に短期間での雇用・退職が発生した場合、手続きが煩雑化し事業所の担当者における作業負担が増加すると考えられます。

以上